

○経済産業省令第四十七号

火薬類取締法（昭和二十五年法律第四十九号）の規定に基づき、及び同法を実施するため、火薬類取締法施行規則の一部を改正する省令。

令和七年五月三十日

火薬類取締法施行規則の一部を改正する省令

火薬類取締法施行規則（昭和二十五年通商産業省令第八十八号）の一部を次の表のように改正する。

経済産業大臣 武藤 容治

（傍線部分は改正部分）

改 正 後

（安定度試験）

第五十八条 法第三十六条第一項の安定度試験の方法は、次条及び第六十条に規定する硝酸エステル又はこれを含有する火薬若しくは爆薬についての遊離酸試験及び耐熱試験とし、頻度は、次の表の上欄に掲げる火薬類の区分に応じそれぞれ同表の下欄に定めるものとする。

火薬類の区分	頻度
製造後一年以上を経過したもの	年に一回遊離酸試験又は耐熱試験を行うこと。
製造後一年以上を経過したもの	製造した日から二年を経過した月から三箇月ごとに一回耐熱試験を行うこと。ただし、当該耐熱試験がベルクマン・ユンク試験である場合にあつては、年に一回とする。
製造年月日不明のもの	入手後直ちに耐熱試験を行い、当該試験日から、三箇月ごとに一回耐熱試験を行うこと。ただし、当該耐熱試験がベルクマン・ユンク試験である場合にあつては、年に一回とする。

2・3 [略]

（安定度試験の合格基準）

第六十二条 法第三十七条の安定度試験の結果適合する技術上の基準は、次の各号に掲げるものとする。

一 [略]

二 耐熱試験において、次のいずれかに該当するもの

イ 日本産業規格 K 四八一〇に規定するアーベル試験の耐熱試験時間が八分以上であること。

ロ 日本産業規格 K 四八一〇に規定する検知管試験の耐熱試験時間八分間の一酸化窒素濃度が百十体積百分率未満であること。

ハ 日本産業規格 K 四八一〇に規定するベルクマン・ユンク試験の窒素酸化物の発生量が試験一グラムにつき二・五ミリリットル未満であること。

ニ 日本産業規格 K 四八一〇に規定するメチルバイレット紙試験にあつては、次のいずれかに該当すること。

- (1) 摂氏百二十四・五度における耐熱試験時間が三十分を超えること。
- (2) 摂氏百二十度における耐熱試験時間が三十五分を超えること。

様式第一（第2条関係）

[略]

名	称
事務所所在地（電話）	

改 正 前

（安定度試験）

第五十八条 法第三十六条第一項の安定度試験の方法は、次条及び第六十条に定める遊離酸試験及び耐熱試験とし、その実施区分は次表による。

火薬類の種類	実施区分
硝酸エステル又はこれを含有する火薬若しくは爆薬	製造後一年以上を経過したもの 年に一回遊離酸試験又は耐熱試験を行うこと。
製造後一年以上を経過したもの	製造年月日から二年を経過した月から三箇月ごとに一回耐熱試験を行うこと。
製造年月日不明のもの	入手後直ちに耐熱試験を行い、当該試験日から、三箇月ごとに一回耐熱試験を行うこと。

2・3 [略]

（安定度試験の合格基準）

第六十二条 法第三十七条の規定による安定度試験の結果適合する基準は、次の各号に掲げるものとする。

一 [略]

二 耐熱試験において、日本産業規格 K 四八一〇に規定するアーベル試験の耐熱試験時間が八分以上であるもの又は検知管試験の耐熱試験時間八分間の一酸化窒素濃度が百十体積百分率未満であるもの

〔新設〕

〔新設〕

〔新設〕

〔新設〕

様式第一（第2条関係）

[略]

名	称
事務所所在地（電話）	

製造所所在地（電話）	
（代表者）住所氏名	
欠格事由に関する事項	1 [略]
	2 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることのなくなった日から3年を経過していない者
	3 [略]
	4 法人又は団体であつて、その業務を行う役員のうちに前三号のいずれかに該当する者があるもの

- 別紙添付書類 1 事業計画書
2 危害予防計画書
3 会社にあつては、定款の写し

[略]
様式第6（第10条関係）
[略]

名	称
販売所所在地（電話）	
（代表者）住所氏名	
販売する火薬類の種類	
欠格事由に関する事項	1 [略]
	2 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることのなくなった日から3年を経過していない者
	3 [略]
	4 法人又は団体であつて、その業務を行う役員のうちに前三号のいずれかに該当する者があるもの

- 別紙添付書類 1 事業計画書
2 会社にあつては、定款の写し
[略]

備考 表中の「」は社記である。

附 則

この省令は、令和七年六月一日から施行する。

○経済産業省令第48号

特許法（昭和三十四年法律第百一十一号）、実用新案法（昭和三十四年法律第百二十三号）及び意匠法（昭和三十四年法律第百二十五号）を実施するため、特許法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年五月三十日

特許法施行規則の一部を改正する省令

特許法施行規則（昭和三十五年通商産業省令第10号）の一部を次のように改正する。

製造所所在地（電話）	
（代表者）住所氏名	
欠格事由に関する事項	1 [略]
	2 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることのなくなった後3年を経過していない者
	3 [略]
	4 法人又は団体であつて、その業務を行う役員のうちに前三号のいずれかに該当する者があるもの

- 別紙添付書類 1 事業計画書
2 危害予防計画書
3 会社にあつては、定款の写し

[略]
様式第6（第10条関係）
[略]

名	称
販売所所在地（電話）	
（代表者）住所氏名	
販売する火薬類の種類	
欠格事由に関する事項	1 [略]
	2 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることのなくなった後3年を経過していない者
	3 [略]
	4 法人又は団体であつて、その業務を行う役員のうちに前三号のいずれかに該当する者があるもの

- 別紙添付書類 1 事業計画書
2 会社にあつては、定款の写し
[略]

経済産業大臣 武蔵 裕治